

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>「主要行等向けの総合的な監督指針(本編)」 Ⅲ-2-3-2-6 信用リスク管理に係る監督手法・対応 (5)大口信用供与 ②イ</p> <p>「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 Ⅲ-4 銀行法等に係る事務処理 Ⅲ-4-4 大口信用供与 ②イ</p>	<p>主要行等向けの総合的な監督指針案「Ⅲ-2-3-2-6 信用リスク管理に係る監督手法・対応(5)大口信用供与②」において、施行規則第14条の3第2項第3号の「その他金融庁長官が適当と認めるやむを得ない理由」(施行規則第14条の6第1項で準用する場合を含む)として、「イ. 法令上の義務に基づき信用の供与等をする場合」が例示として挙げられているが、顧客区分管理信託(金商業等府令第143条第1項第1号)は「イ. 法令上の義務に基づき信用の供与等をする場合」に該当するとの理解でよいか。</p>	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第1号により金銭を信託する場合は「法令上の義務に基づき信用の供与等をする場合」に該当するものと考えております。</p>
2	<p>「主要行等向けの総合的な監督指針(本編)」 Ⅲ-2-3-2-6 信用リスク管理に係る監督手法・対応 (5)大口信用供与 ②ロ</p> <p>「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 Ⅲ-4 銀行法等に係る事務処理 Ⅲ-4-4 大口信用供与 ②ロ</p>	<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針案Ⅲ-4-4②ロに規定される「信用リスク削減手法」は、保証及びクレジット・デリバティブも含まれるか。その際、通貨ミスマッチ、期間ミスマッチ等の取扱いは自己資本比率告示に従うとの理解でよいか。</p>	<p>保証及びクレジット・デリバティブは「信用リスク削減手法」に含まれるものと考えております。通貨ミスマッチ、期間ミスマッチ等の取扱いは、自己資本比率告示と異なる取扱いをするべき特段の事情がない場合には、自己資本比率告示を参照することを考えております。</p>
3	<p>「主要行等向けの総合的な監督指針(本編)」 Ⅲ-2-3-2-6 信用リスク管理に係る監督手法・対応 (5)大口信用供与 ②ハ</p> <p>「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 Ⅲ-4 銀行法等に係る事務処理 Ⅲ-4-4 大口信用供与 ②ハ</p>	<p>主要行等向けの総合的な監督指針案Ⅲ-2-3-2-6(5)②ハに「金融グループの組織再編やビジネスモデルの再構築等を実施する場合」とあるが、当該文言には、改正監督指針が適用される以前に実施した金融グループの組織再編やビジネスモデルの再構築等も含まれるとの理解でよいか。</p>	<p>改正監督指針が適用される以前に実施された金融グループの組織再編やビジネスモデルの再構築等も「金融グループの組織再編やビジネスモデルの再構築等を実施する場合」に含まれるものと考えております。</p>

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
4	<p>「主要行等向けの総合的な監督指針(本編)」 Ⅲ-2-3-2-6 信用リスク管理に係る監督手法・対応 (5)大口信用供与 ②ハ</p> <p>「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 Ⅲ-4 銀行法等に係る事務処理 Ⅲ-4-4 大口信用供与 ②ハ</p>	<p>主要行等向けの総合的な監督指針案Ⅲ-2-3-2-6(5)②ハには、組織再編等に伴う一時的な限度超過のみならず、当該組織再編等の目的の実現のために必要であると認められる場合であって、銀行の健全性に支障が生じないと認められる場合は、恒常的な信用供与等限度額の超過も含まれるとの理解でよいか。</p>	<p>個別具体的な事案に即し判断することとなりますが、恒常的な信用供与等限度額の超過を承認する場合もあり得るものと考えております。銀行持株会社を設立する場合も同様です。</p>
5	<p>「主要行等向けの総合的な監督指針(本編)」 Ⅲ-2-3-2-6 信用リスク管理に係る監督手法・対応 (5)大口信用供与 ②ハ</p> <p>「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 Ⅲ-4 銀行法等に係る事務処理 Ⅲ-4-4 大口信用供与 ②ハ</p>	<p>組織再編等に伴う一時的な限度額超過のみならず、当該組織再編等の目的の実現のために必要である場合、持株会社方式による組織再編後においても子銀行間の恒常的な限度額超過も含まれるとの解釈でよいか。</p>	
6	<p>「主要行等向けの総合的な監督指針(本編)」 Ⅲ-2-3-2-6 信用リスク管理に係る監督手法・対応 (5)大口信用供与 ②</p> <p>「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 Ⅲ-4 銀行法等に係る事務処理 Ⅲ-4-4 大口信用供与 ②</p>	<p>必ずしも主要行等向けの総合的な監督指針案Ⅲ-2-3-2-6(5)②イからハに例示列挙された事由又はそれに準じる事由に該当しない場合でも、「やむを得ない理由」に該当するか否かは、個別具体的な事例に即して柔軟に判断されるとの理解でよいか。</p>	<p>主要行等向けの総合的な監督指針案Ⅲ-2-3-2-6(5)②のイからハまでに掲げる事情は例示ですので、これらに該当しない事情についても個別具体的な事案に即して「やむを得ない理由」に該当するか否かを判断することとなります。</p>
7	<p>「主要行等向けの総合的な監督指針(本編)」 Ⅲ-2-3-2-6 信用リスク管理に係る監督手法・対応 (5)大口信用供与 ②</p> <p>「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 Ⅲ-4 銀行法等に係る事務処理 Ⅲ-4-4 大口信用供与 ②</p>	<p>特定のストラクチャーに対する持分が信用供与等限度額を超過している場合であっても、当該ストラクチャーの裏付資産が十分に分散しており、分散したポートフォリオを自行で保有しているのと実質的に変わらないと考えられるような場合は、承認の対象になり得ると考えてよいか。</p>	<p>個別具体的な事案に即し判断することとなりますが、ご指摘の与信について信用供与等限度額の超過を承認する場合もあり得るものと考えております。</p>

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
8	その他	改正後の銀行法施行規則等にもとづく報告の初回提出期限について、現段階での想定があれば、明示いただきたい。また、報告の頻度、先数等は現行どおりの理解でよいか。	平成27年3月末の計数を同年6月末までにご報告いただくことを想定しております。ご報告の頻度を変更することは予定していませんが、ご報告いただく内容については見直しを検討しています。